

尾張旭市選挙管理委員会（平成29年第1回）会議録

- 1 開催日時  
平成29年3月2日（木）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時25分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 玉置民夫  
委員 日比野美次、森賀則、加藤隆広
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 田中健一、次長兼係長 矢野嘉通、書記 永谷尚子
- 7 議題  
第1号議案 選挙人名簿の登録について  
第2号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第3号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について  
第4号議案 在外選挙人名簿の登録について
- 8 会議の要旨

|     |   |
|-----|---|
| 書記長 | <p>定刻になりましたので、ただいまから第1回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>まず初めに、先日の裁判員候補者予定者名簿作成上のミスについて、改めてご説明いたします。</p> <p>&lt;説明及びお詫び&gt;</p> <p>それでは、本日は3月の定時登録及び在外選挙人名簿の議案、計4件でございます。</p> |
|-----|---|

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、委員長お願ひいたします。</p>   |
| 委員長 | <p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、「前回会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>   |
|     | <p>(なし)</p>   |
| 委員長 | <p>それでは前回の会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思ひます。</p> <p>それでは、次に次第の2「議題」に入らせていただきます。</p> <p>まず3月の定時登録に関する第1号議案、第2号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願ひします。</p>   |
| 事務局 | <p>それでは第1号議案、第2号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第1号議案の「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを2日に登録しなければならないとされており、本日は3月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案をはねていただきまして、「平成29年3月</p> |

2日定時登録業務」をご覧ください。今回の登録は、12月2日に行いました定時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、同法第21条により、年齢要件として、年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されているかたとなっております。

このため、今回新規に登録されるかたは、年齢要件としましては、平成10年12月3日から平成11年3月2日までの出生者、住所要件としましては、平成28年9月2日から平成28年12月1日までの転入者ということになります。

次に第2号議案の「選挙人名簿の登録の抹消について」でございませう。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿の登録者について抹消しなければならない事由に該当するに至ったかたを、名簿から抹消するものでございませう。

今回の抹消は、12月2日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございませう。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消されるかたは、平成28年12月2日から平成29年3月1日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成28年8月2日から平成28年11月1日までの市外への転出者でございませう。

次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。

また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。

なお、登録者名簿につきましては、公職選挙法第23条第1

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>項の規定により、明日、3月3日から3月7日までの期間、縦覧に供することになります。</p> <p>第1号議案及び第2号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、ご確認をお願いいたします。</p> |
|     | (名簿確認)   |
| 委員長 | では、第1号議案及び第2号議案について、何かご質問等がございますか。   |
|     | (なし)   |
| 委員長 | <p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>  |
|     | 全員挙手 (原案可決)  |
| 委員長 | <p>第1号議案及び第2号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、在外選挙人名簿に関する第3号議案、第4号議案でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>                                       |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>では、まず第3号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を喪失したとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方が、国内に転入して4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>次に、第4号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、議案の2枚目にあります1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の12月2日時点の登録者数、今回、3月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回1名の方が増え、1名の方が減りますので、増減なく40名のかたが在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第3号議案及び第4号議案の説明は以上でございます。</p> |
|-----|---|

|     |   |
|-----|---|
| 委員長 | では、第3号議案及び第4号議案について、何かご質問等はありませんか。  |
|     | (なし)  |
| 委員長 | ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第3号議案及び第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。   |
|     | 全員挙手（原案可決）  |
| 委員長 | 第3号議案及び第4号議案は可決されました。本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということで事務局から何かありますか。  |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成29年度の選挙管理委員会予定</li> <li>○ 成人の集いで行った選挙啓発説明 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参院選で19～20歳の投票率が低かったことを受けて実施。</li> <li>・ 平成28年度は他に、旭野高校で出前トークを、参院選時に名古屋経営短期大学の学生と選挙啓発を実施。</li> </ul> </li> <li>○ 次回日程（予定）</li> </ul> |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>平成29年6月2日（金） 午前10時から</p> <p>於：201会議室</p> <p>※ 改正公職選挙法施行令が施行されれば、6月1日（木）に開催。</p> |
| 委員長 | <p>本日の議題は、これですべて終了いたしましたので選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>                                 |